

■重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

様に対する居宅介護支援サービスの提供にあたり、
厚生労働省令 38 号第 4 条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者概要

- | | |
|--|------------------------------|
| 1) 事業所名称 | 陶の里ケアプランセンター |
| 2) 事業所の所在地 | 多治見市大畑町西仲根 3-25 |
| 3) 法人種別及び運営法人名 | 有限会社アットホーム |
| 4) 代表者名 | 原 頼子 |
| 5) 管理者名 | 藤本さおり |
| 6) 電話番号／（FAX） | 0572-23-3767 / 050-3606-5259 |
| 7) サービス提供地域 | 多治見市 |
| 8) 介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービスおよび事業所名称 | |
| 訪問看護サービス | 訪問看護ステーション陶の里（2161190075） |
| 居宅介護支援サービス | 陶の里ケアプランセンター（2171100569） |
| 訪問介護サービス | 陶の里ヘルパーステーション（2171101906） |

2、当社の経営理念

●当社の経営理念 「社員と顧客の幸せに貢献する会社」

●当社の基本行動指針

私たちが大切にしている 3 つの「SOU」

「想」・・・人の想いを大切にします

「創」・・・画一的でない豊かな創造力を大切にします

「奏」・・・自己完結でないコミュニティを奏でます

3、事業の目的と運営方針

- ①目的 要介護状態または要支援状態にある者に対し、適正な介護支援事業を提供する。
- ②運営方針 利用者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが公正中立に、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

4、職員体制

- 1) 管理者 1人 (常勤主任介護支援専門員兼務)
- 2) 介護支援専門員 専従常勤：3名 専従非常勤：1名

5、営業日・営業時間

- 1) 営業日 月曜日～金曜日 (ただし、祝祭日・年末年始を除く)
- 2) 営業時間 午前8：30から午後5：30
- 3) 緊急時 担当介護支援専門員の緊急連絡先 (携帯電話番号) にて24時間体制にて対応

6、連絡先

電話対応時間 午前8：30から午後5：30
電話番号 0572-23-3767

7、サービス内容

居宅介護支援サービス契約書 第4条から第10条における「居宅介護支援の内容」に準ずる。

8、担当ケアマネジャーは、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能出であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能であることを説明いたします。

9、担当ケアマネジャーは、利用者に対して、入院時にケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

10、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問 (モニタリング) をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11、虐待防止について

事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止などのため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業者はご利用者様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所の従業者又は養護者 (現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待

を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

12、業務継続に向けた取り組みについて

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開始を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

② 従業差者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13、感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。

③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

14、ご利用にあたってのお願い

・交通事情などにより職員の到着が送れる事があります。大幅に送れる場合は連絡いたします。ご了承ください。

・金銭（または金銭に相当する物）、飲食の提供など職員に対するお心遣いは、一切辞退しております。

・金銭や預金通帳等および施錠用の鍵などの貴重品のお預かりは行いません。ご本人、ご家族での保管にご協力お願いいたします。

・特別な場合を除いて、訪問中の飲酒、喫煙は固くお断りします。

・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事、利用者様への身体拘束その他の行動を制限するなどの行為が認められた場合は、自治体及び関係各所への連絡をする場合があります。

・職員への宗教・政治・その他営利活動への勧誘はお断りいたします。

・地震やゲリラ豪雨、台風、洪水、大雪などの気象状況の場合移動中の安全確保ができないという観点から、やむを得ず訪問の調整をさせて頂く事があります。ご理解の上ご了承願います。

・愛玩動物と生活されている場合はゲージに入れるまたはリードにつなぐなど、事故がおきないようにご配慮ください。

・プライバシー保護の観点から、利用者の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用で職員が画像に映り込む場合には事前にお声掛けください。

・SNS等での画像の使用については事前相談、合意の上双方で使用していくことにご協力ください。

・暴言・暴力・性的嫌がらせ・悪質かつ不当な苦情などあらゆるハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、契約を解除する場合があります。

(15条の1・2・3)

12、利用者の負担 : 居宅介護支援サービス契約書 第14条に準ずる。

13、苦情申立窓口

・有限会社アットホーム 総務担当 (伊藤太雅) 午前8:30~午後5:30
TEL: 0572-23-3767 / FAX: 050-3606-5259

・多治見市高齢福祉課 介護保険グループ TEL: 0572-22-1111

・岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係
TEL: 058-275-9826